

読下し編

『出雲国風土記』と 松江の 歴史

読下し編

（ 松江市部分
巻首・意宇部・島根郡・
秋鹿部・巻末の一部 ）

〈 公開中 〉

A 本文編 (全5章)

<https://sitereports.nabunken.go.jp/147298>

B 詳細解説編

1 『出雲国風土記』と松江の山と野 詳説

<https://sitereports.nabunken.go.jp/147302>

C エッセイ集

1 『出雲国風土記』の郷の伝承 〈松江市編〉 [森田 喜久男]

<https://sitereports.nabunken.go.jp/147303>

2 『出雲国風土記』の山 登頂記 —「風土記の山」の風景と魅力— [三代 隆司]

<https://sitereports.nabunken.go.jp/147304>

3 『出雲国風土記』にみる古代人のレジャーと観光 〈松江市編〉 [森田 喜久男]

<https://sitereports.nabunken.go.jp/147305>

D コラム集

1 地質学からみた『くにびき神話』 [野村 律夫]

<https://sitereports.nabunken.go.jp/147306>

2 『出雲国風土記』の布自枳美高山・女嵩山と嵩山・和久羅山

<https://sitereports.nabunken.go.jp/147307>

3 『出雲国風土記』に登場する豪族 出雲臣と社部臣

<https://sitereports.nabunken.go.jp/147308>

E 読下し編

(松江市部分 巻首・意宇部・島根郡・秋鹿部・巻末の一部)

本編

<https://sitereports.nabunken.go.jp/147309>

『出雲国風土記』と松江のヒストリーの構成

1

「『出雲国風土記』と松江のヒストリー」は、全般の解説を行う「本文」、『出雲国風土記』の項目一つ一つを詳しく説明する「詳細説明」、『出雲国風土記』にかかわる随筆の「エッセイ集」、内容を深掘りして記す「コラム集」からなります。

2

執筆は以下の者があっており、それぞれ表紙と奥書に執筆者を示しています。職名は令和7年度末のものです。

- 野村 律夫（島根大学／島根半島・宍道湖中海ジオパーク・専門員）
 - 三代 隆司（四十二浦めぐり事務局長）
 - 森田 喜久男（淑徳大学文学部教授）
 - 丹羽野 裕（松江市文化スポーツ部文化財総合コーディネーター）
-

3

全体の編集は、事務局（松江市文化スポーツ部文化財課、松江城・史料調査課）と松江市文化財保存活用地域計画協議会の監修のもと、丹羽野裕が行いました。

4

本編の読み下し編は『松江市史 資料編3 古代・中世Ⅰ』を引用したうえで、一部表記を変更しています。

5

出典を明示していない写真等は松江市が撮影・作成したものです。、出典を明示すれば利用は自由です。

6

他機関の出版物等や先行研究を参照した場合には出典を明記しています。二次利用はできません。

7

令和8年3月31日現在での、このヒストリーの構成は次のとおりです。

8

令和8年3月31日現在でインターネット上に公開しているのは全体の一部です。今後、整ったものから順次公開していきます。

『出雲国風土記』 読み下し

巻首

1. 国の大体

出雲国風土記

国の大体（おおかた）は、震（ひがし）を首（はじめ）とし、坤（にしみなみ）を尾（おわり）とす。東と南とは山にして、西と北とは海に属（つ）けり。東西（ひのたて）一百三十七里一十九歩、南北（ひのよこ）一百八十二里一百九十三歩。

2. 編纂の方針

老（おきな）、枝葉（ことのはし）を細認し、詞源（なのもと）を裁定す。また、山野浜浦の処、鳥獸の棲（すみか）、魚貝海菜の類、良（まことに）繁多（さわ）にして、悉（ことごとく）には陳（べ）ず。然（しか）はあれど止むことを獲（え）ざるは、粗（ほぼ）梗概（けいがい）を挙げて、もって記の趣（かたち）を成（な）しつ。

3. 国号の由来

出雲と号（なづ）くる所以（ゆえ）は、八束水臣津野命（やつかみずおみつぬのみこと）詔（の）りたまひしく、「八雲立つ」と詔りたまひき。故（かれ）、八雲立つ出雲と云ふ。

4. 国内の神社の数

合はせて神社（かみのやしる）三百九十九所（ところ）。一百八十四所、神祇官（じんぎかん）にあり。二百一十五所、神祇官にあらざ。

5. 国内の郡郷里の数

九郡（こおり）。郷（さと）六十二。里（こざと）一百七十九。余戸（あまりべ）四。駅家（うまや）六。神戸（かんべ）七。里（こざと）一十。意宇郡（おうのこり）。郷一十一。里三十三。余戸一。駅家三。神戸三。里一十。島根郡（しまねのこおり）。郷八。里二十四。余戸一。駅家一。秋鹿郡（あいかのこおり）。郷四。里二十二。神戸一。里なり。楯縫郡（たてぬいのこおり）。郷四。里一十二。余戸一。神戸一。里なり。出雲郡（いずものこおり）。郷八。里二十三。神戸一。里二。神門郡（かんのこおり）。郷八。里二十二。余戸一。駅家二。神戸一。里なり。飯石郡（いいしのこおり）。郷七。里一十九。仁多郡（にたのこおり）。郷四。里一十二。大原郡（おおはらのこおり）。郷八。里二十四。右の件（くだり）の郷の字は、靈龜（れいき）元年の式に依りて、里を改めて郷と為せり。其の郷の名の字は、神龜（じんき）三年の民部省（みんぶしょう）の口宣（くせん）

を被(かがふ)りて之を改む。

6. 意宇郡の郷・里・余戸・駅・神戸

意宇郡(おうのごおり) 合はせて郷(さと) 一十一、里(こざと) 三十三。余戸(あまりべ) 一、駅家(うまや) 三、神戸(かんべ) 三。里六。

母理郷(もりのさと)。本の字は文理。

屋代郷(やしろのさと)。本の字は社。

楯縫郷(たてぬいのさと)。今も前(さき)に依りて用ゐる。

安来郷(やすきのさと)。今も前に依りて用ゐる。

山国郷(やまくにのさと)。今も前に依りて用ゐる。

飯梨郷(いいなしのさと)。本の字は云成。

舎人郷(とねりのさと)。今も前に依りて用ゐる。

大草郷(おおくさのさと)。今も前に依りて用ゐる。

山代郷(やましろのさと)。今も前に依りて用ゐる。

拜志郷(はやしのさと)。本の字は林。

穴道郷(しじのさと)。今も前に依りて用ゐる。

以上一十一、郷別に里三。

余戸里(あまりべのさと)。

野城駅家(のぎのうまや)。

黒田駅家(くろだのうまや)。

穴道駅家(しじのうまや)。

出雲神戸(いずものかんべ)。

賀茂神戸(かものかんべ)。

忌部神戸(いんべのかんべ)。

7. 意宇郡の地名の由来(国引き)

意宇(おう)と号(なづ)くる所以(ゆえ)は、国引き坐(ま)しし八束水臣津野命(やつかみづおみつぬのみこと)、詔(の)りたまひしく、「八雲立つ出雲の国は、狭布(さぬ)の堆(つも)れる国なるかも。初国(はつくに) 小く作らせり。故(かれ)、作り縫(ぬ) はな」と詔りたまひて、「栲衾志羅紀(たくぶすましらき)の三埼(みさき)を、国の余(あまり)ありやと見れば、国の余あり」と詔りたまひて、童女(おとめ)の胸鉏(むなすき)取らして、大魚の支太(きだ 鯉(衝(つ) き刎(き) ねて、波多須々支(はたすすき 幡薄)穂振り刎ねて、三身(みつみ)の綱打ち挂(か)けて、霜黒葛(しもつづら) 闇耶闇耶(くるやくるや 繰るや繰るや)に、河船の毛曾毛曾呂(もそろもそろ)に、「国来(くにこ)、国来」と引き来縫へる国は、去豆(こづ)の折絶(おりたえ)よりして、八穂米(やはしね)支豆支(きづき 杵築)の御埼(みさき)なり。かくて堅め立てし加志(かし 杭)は、石見国(いわみのくに)と出雲国(いずものくに)との堺なる、名は佐比売山(さひめやま)、これなり。また、持ち引ける綱は、藪(その)の長浜、これなり。また、「北門(きたと)の佐伎国(さきのくに)を、国の余ありやと見れば、国の余あり」と詔りたまひて、童女の胸鉏取らして、大魚の支太衝き刎ねて、波多須々支穂振り刎ねて、三身の綱打ち掛けて、霜黒葛闇耶闇耶に、河

船の毛曾呂毛曾呂に、「国来、国来」と引き来縫へる国は、多久（たく）の折絶（おりたえ）よりして、狭田国（さだのくに）、これなり。また、「北門（きたど）の良波（えなみ）の国を、国の余ありやと見れば、国の余あり」と詔りたまひて、童女の胸鉏取らして、大魚の支太衝き刎ねて、波多須々支穂振り刎ねて、三身の綱打ち掛けて、霜黒葛闇耶闇耶に、「国来、国来」と引き来縫へる国は、宇波（うわ）の折絶（おりたえ）よりして、闇見国（くらみのくに）、これなり。また、「高志（こし）の都都（つつ）の三埼（みさき）を、国の余ありやと見れば、国の余あり」と詔りたまひて、童女の胸鉏取らして、大魚の支太衝き刎ねて、波多須々支穂振り刎ねて、三身の綱打ち掛けて、霜黒葛闇耶闇耶に、「国来、国来」と引き来縫へる国は、三穂埼（みほのさき）なり。持ち引ける綱は、夜見島（よみのしま）なり。固堅（かた）め立てし加志（かし）は、伯耆国（ほうきのくに）なる火神岳（ひのかみのたけ）、これなり。「今は国引き訖（おへつ」と詔りたまひて、意宇社（おうのもり）に御杖（みつえ）衝（つ）き立てて、「意恵（おえ）」と詔りたまひき。故、意宇と云ふ。謂はゆる意宇社は、郡家（こおりのみやけ）の東北の辺（へ）、田の中にある塾（つかさ）、これなり。周（めぐ）り八歩許（ばかり）り。その上にひともとのきありて茂れり。

8. 意宇郡 母理郷条

母理郷（もりのさと）。郡家（こおりのみやけ）の東南

三十九里一百九十歩なり。所造天下大神（あめのしたつくらししおおかみ）大穴持命（おおあなもちのみこと）、越八口（こしのやくち）を平（ことむ）け賜ひて還り坐（ま）しし時、長江山（ながえやま）に來坐して詔（の）りたまひしく、「我が造り坐して命（うしは）く国は、皇御孫命（すめみまのみこと）、平世（やすくに）と知らせと依（よ）さし奉（まつ）り。但（ただし）、八雲立つ出雲国は、我が静まり坐さむ国と、青垣山廻らし賜ひて、玉（たま）と珍（め）で直（ただ）し賜ひて、守りまさむ」と詔りたまひき。故（かれ）、文理（もり）と云ふ。神龜三年に、字を母理と改む。

9. 意宇郡 屋代郷

屋代郷（やしろのさと）。郡家（こおりのみやけ）の正東（まひがし）三十九里一百二十歩なり。天乃夫比命（あめのふひのみこと）の御伴に天降り來ましし、社印支等（やしろのいきら）が遠神（とおつかみ）、天津子命（あまつこのみこと）詔（の）りたまひしく、「吾が淨（きよ）まはり坐（いま）さむと志す社（やしろ）」と詔りたまひき。故（かれ）、社と云ふ。神龜三年に字を屋代と改む。

10. 意宇郡 楯縫郷条

楯縫郷（たてぬいのさと）。郡家（こおりのみやけ）の東北三十二里一百八十歩なり。布都怒志命（ふつぬしのみこと）、天石楯（あめいわたて）縫ひ直し給ひき。故（かれ）、

楯縫と云ふ。

11. 意宇郡 安来郷条

安来郷（やすきのさと）。郡家（こおりのみやけ）の東北二十七里一百八十歩なり。神須佐乃袁命（かむすさのおのみこと）、天壁（あめのかき）立ち廻り坐（ま）しき。その時、此処（ここ）に來坐して詔（の）りたまひしく、「吾が御心は安平（やす）けく成りましぬ」と詔りたまひき。故、安来と云ふ。即ち、北の海に邑売埼（おおめさき）あり。飛鳥淨御原宮御宇天皇（あすかきよみはらのみやにあめのしたしろしめししすめらみこと）の御世、甲戌（きのえいぬ）の年七月十三日、語臣猪麻呂（かたりのおみいまる）が女子（むすめ）、件の埼に遙（あそ）びて、邂逅（たまたま）に和爾（わに・鰐）に遇ひ、賊（そこなは）えて切らざりき。その時、父猪麻呂、賊はえし女子を浜の上に斂（おさ）め置き、大（いた）苦く憤（いき）どおりて、天に号（さけ）び地に踊り、行きては吟（うめ）き、居ては嘆き、昼夜辛（たしな）苦みて、斂めし所を避ること無し。かく作る間に、数日（ひ）を経へ歴たり。然して後、慷慨（ねた）む志を興して、箭（や）を磨ぎ鋒（ほこ）を鋭（と）くし、便（よろ）しき処を撰び居り。即ち、擡み訴へて云ひしく、「天神（あまつかみ）千五百万（ちいおよろず）、地祇（くにつかみ）千五百万（ちいおよろず）に静まり坐す三百九十九社、乃（また）海若（わたつみ）等（たち）、大神の和魂（にきたま）は静まりまして、荒魂（あらたま）

は皆悉（ことごと）に猪麻呂が乞（こいの）む所に依りたまへ。良（まこと）に神靈（みたま）し坐しまさば、吾を傷らしめ給へ。これを以ちて、神靈の神たるを知らむ」といへり。その時、須臾（しまらく）ありて、和爾百余、淨（きよ）く一つの和爾を圍繞（かく）み、徐（おもふる）に率（す）依り來て、居る下（もと）従り。進まず退かず、猶圍繞めるのみなりき。その時、鉾を挙げて、中天を刃（さ）すに、一つの和爾を殺し捕ること、已に訖はりぬ。然して後に、百余の和爾解散（あら）けき。殺（た）ち割けば、女子の一脛（かたはぎ）を屠り出しき。仍て、和爾をば殺ち割きて串に掛け、路の垂（ほとり）に立てき。安来郷の人、語臣与（かたりのおみあたう）が父なり。その時より以來（このかた）、今日に至るまでに六十歳を経たり。

12. 意宇郡 山国郷条

山国郷（やまくにのさと）。郡家（こおりのみやけ）の東南三十二里二百三十歩なり。布都努志命（ふつぬしのみこと）の国廻り坐（ま）しし時、此処（ここ）に來坐して詔（の）りたまひしく、「この土（くに）は、止まなくに見まく欲し」と詔りたまひき。故（かれ）、山国と云ふなり。即ち正倉（みやけ）あり。

13. 意宇郡 飯梨郷条

飯梨郷（いいなしのさと）。郡家（こおりのみやけ）の東南三十二里なり。大国魂命（おおくにたまのみこと）、天

降り坐ましし時、此処(ここ)に当りて御膳(みいものお)食(お)し給ひき。故(かれ)、飯成と云ふ。神龜三年に、字を飯梨と改む。

14. 意宇郡 舎人郷条

舎人郷(とねりのさと)。郡家(こおりのみやけ)の正東(まひがし)二十六里なり。志貴島宮御宇天皇(しきしまのみ)やにあめのしたしろしめしすめらみこと)の御世、倉舎の人君(くらのとねりのきみ)等が祖、日置臣志毘(ひおきのおみしび)、大舎人(おおどねり)と供(つか)へ奉(ま)つり)き。即ちこれ志毘が居(す)める所なり。故(かれ)、舎人と云ふ。即ち正倉(みやけ)あり。

15. 意宇郡 大草郷条

大草郷(おおくさのさと)。郡家(こおりのみやけ)の南西二里一百二十歩なり。須佐乎命(すさのおのみこと)の御子、青幡佐久佐丁壮命(あおはたさくさひこのみこと)坐(い)ませり。故(かれ)、大草と云ふ。

16. 意宇郡 山代郷条

山代郷(やましろのさと)。郡家(こおりのみやけ)の西北三里一百二十歩なり。所造天下大神(あめのしたつくらししおおかみ)大穴持命(おほあなもちのみこと)の御子、山代日子命(やましろひこのみこと)坐(いま)せり。故(かれ)、山代と云ふ。即ち正倉(みやけ)あり。

17. 意宇郡 拝志郷条

拝志郷(はやしのさと)。郡家(こおりのみやけ)の正西(まにし)二十一里二百一十歩なり。所造天下大神命(あめのしたつくらししおおかみのみこと)、越(こし)の八口(やくち)を平(ことむ)けむとして幸いでまましし時、此処(ここ)の樹林(はやし)茂盛(も)れり。その時詔(の)りたまひしく、「吾が御心の波夜志(はやし・栄やし)」と詔りたまひき。故(かれ)、林と云ふ。神龜三年に、字を拝志と改む。即ち正倉(みやけ)あり。

18. 意宇郡 穴道郷

穴道郷(ししじのさと)。郡家(こおりのみやけ)の正西(まにし)三十七里なり。所造天下大神命(あめのしたつくらししおおかみのみこと)の追ひ給ひし猪(しし)の像(かた)、南の山に二つあり。一つは長さ二丈七尺、

高さ一丈、周り五丈七尺。一つは長さ二丈五尺、高さ八尺、周り四丈一尺。猪を追ひし犬の像、長さ一丈、高さ四尺、周り一丈九尺。その形石となれり。猪と犬とに異なることなし。今に至りてもなほあり。故(かれ)、穴道と云ふ。

19. 意宇郡 余戸里条

余戸里(あまりべのさと)。郡家(こおりのみやけ)の正東(まひがし)六里二百六十歩なり。神龜四年の編戸に依り、一里を立つ。故(かれ)、余戸と云ふ。他の郡(こおり)も、

且この如し。

20. 意宇郡 野城駅条

野城駅(のぎのうまや)。郡家(こおりのみやけ)の正東(まひがし)二十里八十歩なり。野城大神(のぎのおおかみ)の坐(いま)すに依り、故(かれ)、野城と云ふ。

21. 意宇郡 黒田駅条

黒田駅(くろだのうまや)。郡家(こおりのみやけ)と同じ処なり。郡家の西北二里に黒田村あり。土体(つちのかたち)の色黒し。故(かれ)、黒田と云ふ。旧(もと)、此処(ここ)にこの駅あり。即ち号(なづ)けて黒田駅と曰ふ。今は東、郡(こおり)に属(つ)けり。今なほ、旧の黒田の号を追へるのみ。

22. 意宇郡 穴道駅条

穴道駅(しじのうまや)。郡家(こおりのみやけ)の正西(まにし)三十八里なり。名を説くこと郷(さと)の如し。

23. 意宇郡 出雲神戸条

出雲神戸(いずものかんべ)。郡家(こおりのみやけ)の南西二里二十歩なり。伊弉奈枳麻奈子(いざなぎのまなご・真愛子)に坐ます熊野加武呂命(くまののかむろのみこと)と、五百津鉏々猶(いおつすきのすき)取らしに取らして所造天下大穴持命(あめのしたつくらししおおあなもちの

みこと)との、二所の大神等に依さし奉る。故、神戸と云ふ。他の郡(こおり)等の神戸も、且この如し。

24. 意宇郡 賀茂神戸条

賀茂神戸(かものかんべ)。郡家(こおりのみやけ)の東南三十四里なり。所造天下大神命(あめのしたつくらししおおかみのみこと)の御子、阿遲須枳高日子命(あじすきたかひこのみこと)、葛城賀茂社(かつらぎのかものやしろ)に坐(い)ます。この神の神戸なり。故、鴨と云ふ。神龜三年に、字を賀茂と改む。即ち正倉(みやけ)あり。

25. 意宇郡 忌部神戸条

忌部神戸(いんべのかんべ)。郡家(こおりのみやけ)の正西(まにし)二十一里二百六十歩なり。国造(くにのみやつこ)、神吉調(かみのよきみつぎ)望(のぞ)みて、朝廷に参向(まいむか)ふ時、御祈忌玉(みほぎのいみたま)作(つくり)なり。故(かれ)、忌部と云ふ。即ち、川の辺(へ)に湯を出す。出湯のある所は、海陸を兼ねたり。仍て、男も女も、老いたるも少きも、あるは道路(みち)を駱(ろ)つ駱(ろ)らひ、あるは海中を洲(す)に沿(よ)ひ、日(ひび)に集(あ)ひて市を成(な)し、續(つ)紛(ま)みだれまが(ひて燕(えん)楽(らく)うたげ)す。一たび濯(すす)げば形容端正(かたちきらきら)しく、再び泳(およ)ぐれば万病(ばんびょう)悉(ことごと)に除(よ)る。古(いにしえ)より今に至るまで、験(しるし)を得(え)ずといふことなし。故、俗人(くくにひと)、神湯(かみゆ)と曰(い)ふなり。

26. 意宇郡 寺院

教昊寺(きょうこうじ)。山国郷(やまくにのさと)の中にあり。郡家(こおりのみやけ)の正東(まひがし)二十五里一百二十歩なり。五層(いつこし)の塔を建立つ。僧(ほうし)あり。教昊僧が造りし所なり。散位大初位下上叡首押猪(かみたじひのおびとおしい)が祖父(おおじ)なり。

新造院(しんぞういん)一所。山代郷(やましろのさと)の中にあり。郡家の西北四里二百歩なり。巖堂(ごんどう)を建立つ。僧なし。日置君目烈(ひおきのきみめづら)が造りし所なり。出雲神戸(いずものかんべ)の日置君鹿麻呂(ひおきのきみかまろ)が父(ちち)なり。

新造院一所。山代郷の中にあり。郡家の西北二里なり。巖堂を建立つ。住める僧、一軀あり。飯石郡(いししのこおり)の少領(しょうりょう)、出雲臣弟山(いずものおみおとやま)が造りし所なり。

新造院一所。山国郷の中にあり。郡家の東南二十一里一百二十歩なり。三層の塔を建立つ。山国郷の人、日置部根緒(ひおきべのねお)が造りし所なり。

27. 意宇郡 神社

熊野大社くまののおおやしろ) 夜麻佐(やまさ)社

売豆貴(めづき)社 賀豆比乃(かづひの)社

由貴(ゆき)社 加豆比乃高(かづひのたか)社

都俣志呂(つへしろ)社 玉作湯(たまつくりのゆ)社

野城(のぎ)社 伊布夜(いうや)社

支麻知(きまち)社 夜麻佐(やまさ)社

野城(のぎ)社 久多美(くたみ)社

佐久多(さくた)社 多乃毛(たのも)社

須多(すた)社 真名井(まない)社 布弁(ふべ)社

斯保彌(しおみ)社 意陀支(おだき)社

市原(いちはら)社 久米(くめ)社

布吾彌(ふごみ)社 穴(ししじ)道社

野代(のしろ)社 売布(めふ)社 狭井(さい)社

同狭井高(おなじきさいのたか)社 宇流布(うるう)社

伊布夜(いうや)社 由宇(ゆ)社 布自奈(ふじな)社

同布自奈(おなじきふじな)社 野代(のしろ)社

佐久多(さくた)社 意陀支(おだき)社 前(さき)社

田中(たなか)社 詔門(のりと)社 楯井(たてい)社

速玉(はやたま)社 石坂(いわさか)社

佐久佐(さくさ)社 多加比(たかひ)社

山代(やましろ)社 調屋(つきや)社 同社

以上卅八所、並在神祇官。

宇由比(うゆひ)社 支布佐(きふさ)社

毛禰乃上(もねのかみ)社 那富乃夜(なほのや)社

支布佐(きふさ)社 国原(くにはら)社

田村(たむら)社 市穂(いちほ)社

同市穂(おなじきいちほ)社 伊布夜(いうや)社

阿太加夜(あだかや)社 須多下(すたのしも)社
河原(かわら)社 布宇(ふ)社 末那為(まない)社
加和羅(かわら)社 笠柄(かさえ)社
志多備(したび)社 食(みけし)師社
以上一十九所、並不在神祇官。

28. 意宇郡 山野

長江山(ながえやま)。郡家(こおりのみやけ)の東南五十里なり。水精(すいしょう)あり。
暑垣山(あつがきやま)。郡家の正東(まひがし)八十歩なり。烽(とぶひ)あり。
高野山(たかのやま)。郡家の正東(まひがし)十九里なり。
熊野山(くまのやま)。郡家の正南(まみなみ)一十八里なり。檜・檀(まゆみ)あり。謂はゆる熊野大神(くまのおおかみ)の社(やしる)坐(ま)す。
久多美山(くたみやま)。郡家の西南(にしん)二十三里なり。檀あり。
玉作山(たまつくりやま)。郡家の西南(にしん)三十二里なり。檀あり。

神名樋野(かんなびの)。郡家の西北(にしん)一百二十九歩なり。高さ八十丈、周(まわ)り六里三十二歩あり。東(ひがし)に松あり。三方(さんぱう)は並びに茅(かや)あり。

凡(およ)そ、諸(しよ)の山野(やまの)にある所の草木(くさき)は、麦門冬(やますげ)・独活(つちたら)・石斛(いわくすり)・前胡(のぜり)・高粱薑(かわねぐさ)・連翹(いたちぐさ)・黄精(おおえみ)・百部根(ほとづら)・貫衆(おにわらび)・白朮(おけら)・

署預(やまついも)・苦参(くらら)・細辛(みらのねぐさ)・商陸(いおすぎ)・高本(ささはそらし)・玄参(おしぐさ)・五味子(さねかずら)・黄芩(ひいらぎ)・葛根(くずのね)・牡丹(ふかみぐさ)・藍漆(やまあさ)・薇(わらび)・藤(ふじ)・李(すもも)・檜(ひのき)字あるいは梧(わ)に作る。杉(すぎ)字あるいは栢(か)に作る。・赤桐(あかぎり)・白桐(あおり)・楠(くすのき)・椎(しい)・海榴(つばき)字あるいは椿(つばき)に作る。・楊梅(やまもも)・松(まつ)・栢(かえ)字あるいは榧(けい)に作る。・藥(きはだ)・槻(つき)・禽獸(けいじゆ)には則(すなは)ち、雕(わし)・晨風(はやぶさ)字あるいは隼(すん)に作る。・山鷄(やまどり)・鳩(はと)・鶉(うずら)・鶉(ひばり)字あるいは離黄(りわう)に作る。・鷓鴣(やまつく)横致(よこぢ)に作る。功(こう)しき鳥(とり)なり。熊(くま)・狼(おおかみ)・猪(い)・鹿(しか)・兎(うさぎ)・狐(きつね)・飛鼯(むささび)字あるいはに作り、蝸(か)に作る。・獼猴(さる)の族(ぞう)あり。至(いた)りて繁(さわ)にして、全(ぜん)くは題(しる)すべからず。

29. 意宇郡 河川

伯太川(はだがわ)。源(みなもと)は仁多(にた)と意宇(おう)と二郡(ふたごほ)の堺(さかい)なる葛野山(くずのやま)より出(い)で、流(なが)れて母理(もり)・楯縫(たてぬい)・安来(やすき)の三郷(さんごう)を経て、入海(いりうみ)に入る。年魚(あゆ)・伊久比(いぐい)あり。

山国川(やまくにがわ)。源(みなもと)は郡家(こおりのみやけ)の

東南三十八里なる枯見山（かれみやま）より出で、北に流れて伯太川に入る。

飯梨河（いいなしがわ）。源は三つあり。一つの水の源は、仁多・大原（おおはら）・意宇三郡の堺なる田原より出づ。一つの水の源は枯見より出づ。一つの水の源は仁多郡の玉嶺山（たまみねやま）より出づ。三つの水合ひて、北に流れて入海に入る。年魚・伊具比（いぐい）あり。

筑湯川（つきやがわ）。源は郡家の正東（まひがし）一十里一百歩なる荻山（おぎやま）より出で、北に流れて入海に入る。年魚あり。

意宇河（おうがわ）。源は郡家の正南（まみなみ）一十八里なる熊野山（くまのやま）より出で、北に流れて入海に入る。年魚・伊具比あり。

野代川（のしろがわ）。源は郡家の西南一十八里なる須我山（すがやま）より出で、北に流れて入海に入る。

玉作川（たまつくりがわ）。源は郡家の正西（まにし）一十九里なる阿志山（あしやま）より出で、北に流れて入海に入る。年魚あり。

来待川（きまちがわ）。源は郡家の正西二十八里なる和奈佐山（わなさやま）より出で、西に流れて山田村（やまだむら）に至り、更に折れて北に流れて入海に入る。年魚あり。

宍道川（ししじがわ）。源は郡家の正西三十八里なる幡屋山（はたややま）より出で、北に流れて入海に入る。魚なし。

30. 意宇郡 池

津間抜池（つまぬきのいけ）。周り二里四十歩あり。鳧（たかべ）・鴨（かも）・鮒（ふな）・蓼あり。真名猪池（まぬいのいけ）。周り一里あり。

31. 意宇郡 入海と島

北は入海なり。

門江浜（かどえのはま）。伯耆と出雲との二国の堺なり。東より西に行く。

粟島（あわしま）。椎・松・多年木（あはぎ）・宇竹（おおたけ）・真前（まさき）等の葛あり。

砥神島（とがみしま）。周り三里一百八十歩、高さ六十丈あり。椎・松・葦（みらのねぐさ）・齊頭蒿（うわぎ）・都波（つわ）・師太（しだ）等の草木あり。

加茂島（かもしま）。既に磯（いそ）なり。

子島（こしま）。既に磯なり。

羽島（はしま）。椿・比佐木（ひさき）・多年木・蕨（わらび）・齊頭・葛あり。

塩楯島（しおたてじま）。蓼螺子（にし）・水蓼（みずたで）あり。

野代（のしろ）の海の中に、蚊島（かしま）あり。周り六十歩あり。中央（もなか）は涅土（くろつち）にして、四方（よも）は並びに磯なり。中央に手掬（たつか）許（ばかり）の木一株あるのみ。その磯に、螺子・海松（みる）

あり。ここより以西、浜、あるは峻堀（さが）しく、あるは平土（たいらか）にして、並びにこれ通道（かよいじ）の経る所なり。

32. 意宇郡 通道

通道（かよいじ）。国の東の堺なる手間割（てまのせき）に通ふは、四十一里一百八十歩なり。大原郡（おおはらのこおり）の堺なる木垣峰（きがきのみね）に通ふは、三十三里二百歩なり。出雲郡（いずものこおり）の堺なる佐雑埼（さそうのさき）に通ふは四十二里三十歩なり。島根郡（しまねのこおり）の堺なる朝酌渡（あさくみのわた）に通ふは、四里二百六十歩なり。

33. 意宇郡の特質

前（さき）の件（くだり）の一郡は、入海（いりうみ）の南にして北は則ち国の廓（かき）なり。

34. 意宇郡の郡司

郡司（ぐんじ）主帳（しゅちよう）无位（むい）海臣（あまのおみ）无位出雲臣

少領（しょうりよう）従七位上勳十二等出雲

主政（しゅせい）外少初位上勳十二等林臣（はやしのおみ）

擬主政（ぎしゅせい）无位出雲臣

35. 島根郡の郷・里・余戸・駅

島根郡

合はせて郷（さと）八、里（こざと）二十四。余戸（あまりべ）一、駅家（うまや）一。

山口郷（やまぐちのさと）。今も前に依りて用ゐる。

朝酌郷（あさくみのさと）。今も前に依りて用ゐる。

手染郷（たしみのさと）。今も前に依りて用ゐる。

美保郷（みほのさと）。今も前に依りて用ゐる。

方結郷（かたえのさと）。今も前に依りて用ゐる。

加賀郷（かかのさと）。本の字は加加。

生馬郷（いくまのさと）。今も前に依りて用ゐる。

法吉郷（ほほきのさと）。今も前に依りて用ゐる。

以上八、郷別に里三。余戸里（あまりべのさと）。千酌駅家（ちくみのうまや）。

36. 島根郡の地名の由来

島根（しまね）と号（なづ）くる所以（ゆえ）は、国引き坐（ま）しし八束水臣津野命（やつかみずおみつぬのみこと）の詔（の）りたまひて、名を負（おお）せ給へるなり。故（かれ）、島根と云ふ。

37. 島根郡 朝酌郷条

朝酌郷（あさくみのさと）。郡家（こおりのみやけ）の正南（まみなみ）一十里六十四歩なり。熊野大神命（くまのおお

かみのみこと) 詔(の)りたまひて、朝御餼(みけ)の勘養(かんかい)夕御餼の勘養に、「吾が贄(にえ)の緒の処」と定め給ひき。故(かれ)、朝酌と云ふ。

38. 島根郡 山口郷条

山口郷(やまぐちのさと)。郡家(こおりのみやけ)の正南(まみなみ)四里二百九十八步なり。須佐能袁命(すさのおのみこと)の御子、都留支日子命(つるぎひこのみこと)の詔(の)りたまひしく、「吾が敷き坐さむ山口の処」と詔りたまひて、故(かれ)、山口と負(おお)せ給ひき。

39. 島根郡 手染郷条

手染郷(たしみのさと)。郡家(こおりのみやけ)の正東(まひがし)一十里二百六十四步なり。所造天下大神命(あめのしたつくらししおおかみのみこと)の詔(の)りたまひしく、「この国は丁寧(たし)に造らせる国なり」と詔りたまひて、故(かれ)、丁寧と負(おお)せ給ひき。しかるに今の人なほ誤りて手染郷と号くるのみ。即ち正倉(みやけ)あり。

40. 島根郡 美保郷条

美保郷(みほのさと)。郡家(こおりのみやけ)の正東(まひがし)二十七里一百六十四步なり。所造天下大神命(あめのしたつくらししおおかみのみこと)高志国(こしのくに)に坐います神、意支都久辰為命(おきつくいのみこと)

の子、俣都久辰為命(へつくいのみこと)の子、奴奈宜波比売命(ぬながわひめのみこと)に娶(あ)ひて産みましし神、御穂須美命(みほすすみのみこと)、この神坐(いま)す。故(かれ)、美保と云ふ。

41. 島根郡 方結郷条

方結郷(かたえのさと)。郡家(こおりのみやけ)の正東(まひがし)二十里八十步なり。須佐能袁命(すさのおのみこと)の御子、国忍別命(くにおしわけのみこと)詔(の)りたまひしく、「吾が敷き坐(いま)す地(くに)は、国形(くにかた)宜(よ)し」とのりたまひき。故(かれ)、方結と云ふ。

42. 島根郡加賀郷条

加賀郷(かかのさと)。郡家(こおりのみやけ)の西北二十四里一百六十步なり。佐太大神(さだのおおかみ)の生れましし所なり。御祖(みおや)、神魂命(かむむすひのみこと)の御子、支佐加比売命(きさかひめのみこと)、[闇(くら)き岩屋(いわや)なるかも]と詔(の)りたまひて、金(こがね)の弓以ちて射給ひし時に、光り加加明(かかや)けり。故(かれ)、加加と云ふ。神龜三年に、字を加賀と改む。

43. 島根郡 生馬郷条

生馬郷(いくまのさと)。郡家(こおりのみやけ)の西北

一十六里二百九步なり。神魂命（かむむすひのみこと）の御子、八尋鋒長依日子命（やひろほこながよりひこのみこと）、詔（の）りたまひく、「吾が御子、平明（やす）らかにして憤（いく）まず」と詔りたまひき。故（かれ）、生馬と云ふ。

44. 島根郡 法吉郷条

法吉郷（ほほきのさと）。郡家（こおりのみやけ）の正西（まにし）一十四里二百三十步なり。神魂命（かむむすひのみこと）の御子、宇武賀比売命（うむかひめのみこと）、法吉鳥（ほほきどり）と化りて飛び度（わた）りて、此処（ここ）に静まり坐（ま）しき。故（かれ）、法吉と云ふ。

45. 島根郡 余戸里条

余戸里（あまりべのさと）。名を説くこと意宇郡（おうのこおり）の如し。

46. 島根郡 千酌駅条

千酌駅（ちくみのうまや）。郡家（こおりのみやけ）の東北一十七里一百八十步なり。伊差奈枳命（いざなきのみこと）の御子、都久豆美命（つくずみのみこと）、此処（ここに坐（いま）せり。然れば則ち都久豆美と謂ふべきを、今の人なほ千酌と号（なづ）くるのみ。

47. 島根郡 神社

布自伎彌（ふじきみ）社 多気（たけ）社
久良彌（くらみ）社

同波夜都武志（おなじきはやつむじ）社

川上（かわかみ）社 長見（ながみ）社 門江（かどえ）社

横田（よこた）社 加賀（かか）社 爾佐（にさ）社

爾佐加志能為（にさのかしのい）社 法吉（ほほき）社

生馬（いくま）社 美保（みほ）社

以上二十四所、並在神祇官。

大井（おおい）社 阿羅波比（あらはひ）社

三保（みほ）社 多久（たく）社 蛭蛸（たこ）社

同（おなじきたこ）蛭蛸社 質留比（しちるひ）社

方結（かたえ）社 玉結（たまえ）社 川原（かわら）社

蟲野（むしの）社 持田（もちだ）社

加佐奈子（かさなし）社 比加夜（ひかや）社

須義（すげ）社 伊奈頭美（いなづみ）社

伊奈阿氣（いなあげ）社 御津（みつ）社 比津（ひつ）社

社玖夜（くや）社 同玖夜（おなじきくや）社

田原（たはら）社 生馬（いくま）社 布奈保（ふなほ）社

加茂志（かもし）社 一夜（ひとよ）社 小井（おい）社

加都麻（かつま）社 須衛都久（すえつぐ）社

大椅（おおさき）社 大椅川辺（おおさきのかわへ）社

朝酌（あさくみ）社 朝酌下（あさくみのしも）社

努那彌（ぬなみ）社 棕見（くらみ）社

以上冊五所、並不在神祇官。

48. 島根郡 山野

布自積美高山（ふじきみのたかやま）。郡家（こおりのみやけ）の正南（まみなみ）七里二百一十歩なり。高さ二百七十丈、周り一十里なり。烽（とぶひ）あり。女岳山（めだけやま）。郡家の正南二百三十歩なり。蝨野（むしの）。郡家の西南三里一百歩なり。樹林なし。毛志山（もしやま）。郡家の正北一里なり。大倉山（おおくらやま）。郡家の東北九里一百八十歩なり。糸江山（いとえやま）。郡家の東北二十六里三十歩なり。小倉山（おぐらやま）。郡家の西北二十四里二百六十歩なり。凡そ諸の山に在る所の草木は、白朮（おけら）・麥門冬（やますげ）・藍漆（やまあさ）・五味子（さねかずら）・苦参（くらら）・独活（つちたら）・葛根（くずのね）・署預（やまついも）・卑解（ところ）・狼毒（やまさく）・杜仲（はいまゆみ）・芍薬（えびすぐすり）・芫胡（のぜり）・百部根（ほとづら）・石斛（いわくすり）・高本（ささはそらし）・藤（ふじ）・李（すもも）・赤桐（あかぎり）・白桐（あおぎり）・海柘榴（つばき）・楠（くすのき）・楊梅（やまもも）・松（まつ）・栢（かえ）。禽獸には則ち、鷲（わし）字あるは鷲に作る。山鷄（やまどり）・鳩（はと）・雉（きぎし）・猪（い）・鹿（しか）・猿（さる）・飛鼯（むささび）あり。

49. 島根郡 河川

水草河（みくさがわ）。源（みなもと）二つあり。一（ひとつ）水源（みなもと）は、郡家（こおりのみやけ）の東北三里一八十歩なる毛志山（もしやま）より出で、一水の源は、郡家の西北六里一百六十歩なる同じき毛志山より出づ。二つの水合ひ、南に流れて入海（いりうみ）に入る。鮒（ふな）あり。長見川（ながみがわ）。源は郡家の東北九里一百八十歩なる大倉山（おおくらやま）より出で、東に流る。大鳥川（おおとりがわ）。源は郡家の東北一十二里一百一十歩なる墓野山（はかのやま）より出でて南に流れ、二つの水合ひ、東に流れて入海に入る。野浪川（のなみがわ）。源は郡家の東北二十六里三十歩なる糸江山（いとえやま）より出でて、西に流れて大海（おおうみ）に入る。加賀川（かががわ）。源は郡家の西北二十四里一百六十歩なる小倉山（おぐらやま）より出でて、北に流れて大海に入る。大椅川（おおはしがわ）。源は郡家の西北二十四里一百六十歩なる小倉山より出でて、北に流れて大海に入る。多久川（たながわ）。源は郡家の西北二十四里なる小倉山より出で、西に流れて秋鹿郡（あいかのこおり）なる佐太水海（さだのみずうみ）に入る。以上の六つの川は、並び

に魚なき川なり。

50. 島根郡 陂池

法吉陂(ほほきのつつみ)。周り五里、深さ七尺ばかりあり。鴛鴦(おし)・鳧(たかべ)・鴨(かも)・鯉(こい)・鮒(ふな)・須我毛(すがも)あり。夏節に当りて尤も美(うま)き菜あり。

前原陂(さきはらのつつみ)。周り二百八十歩あり。鴛鴦・鳧・鴨等の類あり。

張田池(はりたのいけ)。周り一里三十歩あり。

匏池(ひさごいけ)。周り一里一百一十歩あり。蔣(まこも)生へり。

美能夜池(みのやのいけ)。周り一里あり。

口池(くちいけ)。周り一里一百八十歩あり。蔣・鴛鴦あり。敷田池(しきたのいけ)。周り一里あり。鴛鴦あり。

51. 島根郡 入海の景観

南は入海(いりうみ)なり。西より東に行く。

朝酌促戸(あさくみのせと)。東に通道(かよいじ)あり、西には平原(はら)あり、中央(まなか)は渡(わたり)なり。則ち筌(ひび)を東西に亘す。春秋に入出る大き小(さき雑(くさぐさ)の魚、臨時(とき)として筌の辺(ほとり)に来湊(あつま)りて、駱駝(うたげ)、風のごとく押し、水のごとく衝(つ)き、あるは筌を破壊(やぶ)り、あるは日鹿と製りて鳥に捕らる。大き小さき雑の魚、浜藻(は

まも)家に鬪(み)ち、市人(いちびと)四(よも)より集ひ、自然に鬪(いちくら)を成せり。ここより東に入り、大井浜(おおいはま)に至るまでの間の南北二つの浜は並びに白魚(しらお)を捕り、水深し。

朝酌渡(あさくみのわたり)。広さ八十歩許りあり。国庁より海辺に通ふ道なり。

大井浜(おおいはま)。則ち海鼠(こ)、海松(みる)あり。また、陶器(すえのもの)を造れり。

邑美冷水(おおみのしみず)。東西北は山にして並びに嵯峨(さが)しく、南は海にして澶漫(ひろ)がり、中央には鹵(かた)あり、澶(いづみ)磷々(きよきよ)し。男

も女も、老いたるも少きも、時々(とき)に叢り集いて、常に燕会(うたげ)する地(ところ)なり。

前原埒(さきはらのさき)。東西北は並びに寵蓀(さが)しく、下には則ち陂(つつみ)あり。周り二百八十歩、深さ一丈

五尺許あり。三つの辺(ほとり)には草木自ら涯(きし)に生ふ。鴛鴦(おし)・鳧(たかべ)・鴨(かも)、臨時(よ

りより)の常(まま)に住めり。陂の南は海なり。即ち陂と海との間は浜にして、東西の長さ一百歩、南北の広さ六

歩あり。肆松蓀鬱(まつつらなりしげ)り、浜鹵淵澄(なぎさふかくす)めり。男女時に随りて叢会(つど)ひ、あるは愉樂(たのし)みて帰り、あるは耽遊(えら)ぎて帰

ることを忘れ、常に燕喜(うたげ)する地なり。

蛎蝓島(たこしま)。周り一十八里二百歩、高さ三丈あり。

古老の伝へに云へらく、出雲郡(いずものこおり)の杵築

御埼（きづきのみさき）に蝸蝓島あり。天羽々鷲（あめの
ははわし）、掠（と）り持ち飛燕（とび）来て、この島に止（と
ど）まりき。故、蝸蝓島と云ふ。今の人、なほ誤りて、栲
島（たくしま）と号なづくのみ。土地豊かに沃（こ）ゑ、
西の辺に松二株あり。以外は茅（ち）・沙（くぐ）・薺頭蒿
（うわぎ）・落等の類生（い）け靡（なび）けり。即ち牧あり。
陸を去ること三里なり。

蜈蚣島（むかでしま）。周り五里一百三十歩、高さ二丈あ
り。古老の伝へに云へらく、蝸蝓島にありし蝸蝓（たこ）、
蜈蚣を食ひ来て、この島に止居（とま）りき。故、蜈蚣島
と云ふ。東の辺に神社あり。この外は皆悉（ことごと）に
百姓（おおみたから）の家なり。土地豊かに沃ゑ、草木扶
疏（しげ）り、桑麻豊富なり。これ則ち謂はゆる島里（し
まのさと）是れなり。津を去ること二里一百歩なり。即ち
この島より伯耆（ほうぎ）の国郡の内の夜見島（よみじま）
に達（いた）るまで磐石（いわ）あり。二里ばかり、広さ
六十歩ばかり。馬に乗りてもなほ往来ふ。塩満つる時は、
深さ二尺五寸ばかり、塩乾（ふ）る時は、已に陸地（くぬ
か）の如し。

和多々島（わただしま）。周り三里二百二十歩あり。椎（し
い）・海石榴（つばき）・白桐（おおぎり）・松（まつ）・芋
菜（いえつゐも）・薺頭蒿・落・都波（つわ）・猪（い）・鹿（し
か）あり。陸を去ること、渡り一十歩なり。深き浅きを知
らず。

美佐島（みさしま）。周り二百六十歩、高さ四丈あり。椎・

樞（かし）・茅・葦（あし）・都波・薺頭蒿あり。
戸江剗とえのせき）。郡家（こおりのみやけ）の正東（ま
ひがし）二十里一百八十歩なり。島にあらず。陸地の浜の
み。伯耆の国郡の内なる夜見島と相向かはむとする間な
り。

栗江埼（くりえのさき）。夜見島に相向ふ促戸の渡は
二百一十六歩なり。埼の西は、入海（いりうみ）の堺なり。
凡そ南の入海にある所の雑の物は、入鹿（いるか）・和爾（わ
に）・鯔（なよし）・須受枳（すずき）・近志呂（このしろ）・
鎮仁（ちに）・白魚（しらお）・海鼠（こ）・鯧鰕（えび）・
海松（みる）等の類、至（いた）りて多（さわ）にして名
を尽くすべからず。

52. 島根郡 北海の景観

北は大海（おおうみ）にして、埼の東は大海の堺なり。な
ほ西より東に行く。

鯉石島（こいしじま）。海藻（め）生へり。

大島（おおしま）。磯（いそ）なり。

宇由比浜（うゆひのはま）。広さ八十歩あり。志毗魚（しび
を捕る。

塩道浜（しおみちのはま）。広さ八十歩あり。志毗魚を捕る。

澹由比浜（たゆひのはま）。広さ五十歩あり。志毗魚を捕る。

加努夜浜（かぬやのはま）。広さ六十歩あり。志毗魚を捕る。

美保浜（みほのはま）。広さ一百六十歩あり。西に神社あり。

北に百姓（おおみたから）の家あり。志毗魚を捕る。

美保埼（みほのさき）。周りは壁峙（きした）ちて、罪さ
定かしき岳なり。

等々島（とどしま）。禺々（とど）当に住めり。
土島（つちしま）。磯なり。

久毛等浦（くもとのうら）。広さ二百歩あり。東より西に
行く。十の船舶（は）つべし。

黒島（くろしま）。海藻生へり。
這田浜（はうたのはま）。長さ二百歩あり。

比佐島（ひさしま）。紫菜（むらさきのり）・海藻生へり。
長島（ながしま）。紫菜・海藻生へり。

比売島（ひめしま）。磯なり。
結島門島（ゆいのしまとのしま）。周り二里三十歩、高さ
一十丈あり。松（まつ）・齋頭蒿（うわぎ）・都波（つわ）
あり。

御前小島（みさきのこじま）。磯なり。
質留比浦（しちるひのうら）。広さ二百二十歩あり。南に
神社あり。北に百姓の家あり。三十の船舶つべし。

久宇島（くうじま）。周り一里三十歩、高さ七丈あり。椿（つ
ばき）・椎（しい）・白朮（おけら）・小竹（しの）・齋頭蒿・
都波・茅（ち）あり。

加多比島（かたひしま）。磯なり。
船島（ふねしま）。磯なり。

屋島（やしま）。周り二百歩、高さ二十丈あり。椿・松・
齋頭蒿あり。

赤島（あかしま）。海藻生へり。

宇気島（うけしま）。前に同じ。
黒島。前に同じ。

粟島（あわしま）。周り二百八十歩、高さ一十丈あり。松・
芋・茅・都波あり。

玉結浜（たまえのはま）。広さ一百八十歩あり。碁石（ご
いし）あり。東の辺に唐砥（からと）あり。また、百姓の
家あり。

小島（こしま）。周り二百四十歩、高さ一十丈あり。松・茅・
齋頭蒿・都波あり。

方結浜（かたえのはま）。広さ一里八十歩あり。東西に家
あり。

勝間埼（かつまのさき）。二つの窟あり。一つの高さは一
丈五尺、裏の周一十八歩あり。一つの高さは一丈五尺、裏
の周二十歩あり。

鳩島（はとしま）。周り一百二十歩、高さ一十丈あり。都波・
苡（おおば）あり。

鳥島（とりしま）。周り八十二歩、高さ一十五丈あり。鳥
の栖（す）あり。

黒島。紫菜・海藻生へり。
須義浜（すげのはま）。広さ二百八十歩あり。

衣島（ころもしま）。周り一百二十歩、高さ五丈あり。中
を鑿（うが）ちて、南北に船なほ往来（かよ）へり。

稲上浜（いなあげのはま）。広さ一百六十二歩あり。百姓
の家あり。

稻積島（いなつみしま）。周り四十八歩、高さ六丈あり。

松の木、鳥の栖あり。中を鑿ちて、南北に船なほ往来へり。大島。磯なり。

千酌浜（ちくみのはま）。広さ一里六十歩あり。東に松林、南の方に駅家（うまや）、北の方に百姓の家あり。郡家（こおりのみやけ）の東北一十七里一百八十歩なり。これは謂はゆる隠岐国に渡る津これなり。

加志島（かししま）。周り五十六歩、高さ三丈あり。松あり。赤島。周り一百歩、高さ一丈六尺あり。松あり。

葦浦浜（あしうらのはま）。広さ一百二十歩あり。百姓の家あり。

黒島。紫菜・海藻生へり。

亀島（かめしま）。前に同じ。

附島（つきしま）。周り二里二十八歩、高さ一丈あり。椿・松・薺頭蒿・茅・葦・都波あり。その薺頭蒿は、正月元日には生ひて長さ六寸なり。

蘇島（そしま）。紫菜・海藻生へり。中を鑿ちて、南北に船なほ往来へり。

真屋島（まやしま）。周り八十六歩、高さ五丈あり。松あり。

松島（まつしま）。周り八十歩、高さ八丈あり。松林あり。立石島（たていしじま）。磯なり。

瀬崎（せざき）。磯なり。謂はゆる瀬崎戌（せざきのまもり）、これなり。

野浪浜（のなみのはま）。広さ二百八歩あり。東の辺に神社あり。また、百姓の家あり。

鶴島（つるしま）。周り二百一十歩、高さ九丈あり。松あり。

間島（ましま）。海藻生へり。

毛都島（もつしま）。紫菜・海藻生へり。

川来門大浜（かわくどのおおはま）。広さ一里一百歩あり。百姓の家あり。

黒島。海藻生へり。

小黒島（おぐろしま）。海藻生へり。

加賀神埼（かかのかんざき）。即ち窟（いわや）あり。高さ一十丈許、周り五百二歩許あり。東西北に通れり。謂はゆる佐太大神（さだのおおかみ）の産出れましし処なり。産出まさんとせし時に、弓箭亡（う）せ坐（ま）しき。その時、御祖（みおや）神魂命（かむむすひのみこと）の御子、枳佐加比売命（きさかひめのみこと）願（ね）ぎたまひしく、「吾が御子、麻須羅神（ますらがみ）の御子に坐さば、亡せたる弓箭出で来。」と願ぎまじき。その時、角（つの）の弓箭、水の随（まにま）に流れ出でき。その時、これを取りて子に詔（の）りたまひしく、「これは非（あ）らぬ弓箭なり。」と詔りたまひて、擲（な）げ廢て給ひき。また、金（くがね）の弓箭流れ出で来つ。即ち待ち取り坐して、「闇鬱（くら）き窟なるかも。」と詔りたまひて、射通し坐しき。即ち御祖支佐加比売命の社、此処（ここ）に坐す。今の人、この窟の辺（ほとり）を行く時、必ず声磅磕（とどろか）して行く。もし密かに行けば、神現れて、飄（つむじ）風起り、行く船は必ず覆るなり。

御島（みしま）。周り二百八十歩、高さ一十丈あり。中は東西に通れり。椿・松・栢（かへ）あり。

葛島（かずらしま）。周り一里一百一十歩、高さ五丈あり。
椿・松・小竹・茅・葦あり。

櫛島（くしじま）。周り二百四十歩、高さ一十丈あり。松
林あり。

許意島（こおしま）。周り八十歩、高さ一十丈あり。松林・
茅・沢あり。

真島（ましま）。周り一百八十歩、高さ一十丈あり。松あり。
比羅島（ひらしま）。紫菜・海藻生へり。

黒島。前に同じ。

名島（なしま）。周り一百八十歩、高さ九丈あり。松あり。
赤島。紫菜・海藻生へり。

大椅浜（おおさきのはま）。広さ一里一百八十歩あり。西
北に百姓の家あり。

須々比埜（すすひのさき）。白朮（おけら）あり。

御津浜（みつのはま）。広さ二百八歩あり。百姓の家あり。
三島（みしま）。海藻生へり。

虫津浜（むしつのはま）。広さ一百二十歩あり。

手結埜（たえのさき）。二つの檜あり。浜辺に窟あり。高さ
一丈、裏の周り三十歩あり。

手結浦（たえのうら）。広さ四十二歩あり。船二つ許（ば
かり）泊つべし。

久宇島（くうしま）。周り一百三十歩、高さ七丈あり。松
あり。

凡そ、北の海に捕らふる所の雑（くさぐさ）の物は、志毗・
朝鮒（ふぐ）・沙魚（さめ）・烏賊（いか）・蛞蝓（たこ）・

鮑魚（あわび）・螺（さざえ）・蛤貝（うむき）字あるいは
菜に作る。・棘甲嬴（うに）字あるいは石経子に作る。・甲
嬴（かせ）・蓼螺子（にし）字あるいは螺子に作る。・螺蠃
子（かき）・石華（せ）字あるいは蠃・犬脚に作る。あるいは
犬曠。犬脚は勢なり。・白貝（おう）・海藻・海松・紫菜・
凝（こるは）海菜等の類、至（いた）りて繁（さわ）にし
て称を尽くすべからず。

53. 島根郡の通道

通道（かよいじ）。

意宇郡（おうのこおり）の堺なる朝酌渡（あさくみのわた
り）に通ふは、一十一里二百二十歩の中、海八十歩なり。

秋鹿郡（あいかのこおり）の堺なる佐太橋（さだのはし）
に通ふは、一十五里八十歩なり。

隠岐渡（おきのわたり）、千酌駅家（ちくみのうまや）の湊（み
など）に通ふは、一十七里一百八十歩なり。

54. 島根郡の郡司

郡司（ぐんじ）主帳（しゅちよう）無位（むい）出雲臣（い
ずものおみ）

大領（だいらりよう）外正六位下社部臣（こそべのおみ）

少領（しょうりよう）外従六位上神掃石君（みわのはきし
のきみ）

主政（しゅせい）従六位下勲十二等叟朝臣（たじひのあそ

ん)

55. 秋鹿郡の郷・里・神戸

秋鹿郡 (あいかのこおり)

合はせて郷 (さと) 四、里 (こざと) 一十二。神戸 (かんべ) 一。

惠曇郷 (えとものさと)。本の字は恵伴。

多太郷 (ただのさと)。今も前に依りて用ゐる。

大野郷 (おおののさと)。今も前に依りて用ゐる。

伊農郷 (いののさと)。本の字は伊努。以上四、郷別に里三、神戸里 (かんべのさと)。

56. 秋鹿郡の地名の由来

秋鹿 (あいか) と号 (なづ) くる所以 (ゆえ) は、郡家 (こおりのみやけ) の正北 (まきた) に秋鹿日女命 (あいかひめのみこと) 坐 (いま) す。故 (かれ)、秋鹿と云ふ。

57. 秋鹿郡 惠曇郷条

惠曇郷 (えとものさと)。郡家 (こおりのみやけ) の東北九里四十歩なり。須作能乎命 (すさのおのみこと) の御子、磐坂日子命 (いわさかひこのみこと) 国巡行 (くにめぐり) し坐 (ま) しし時、此処 (ここ) に至り坐して詔 (の) りたまひしく、「此処は国稚 (わか) く美好 (うるわ) し。国形 (くにがた) 画鞆 (えとも) の如くなるかも。吾が宮は是処に造事 (つく) りまさむと詔りたまひき。故 (かれ)、

恵伴と云ふ。神龜三年に、字を惠曇と改む。

58. 秋鹿郡 多太郷条

多太郷 (ただのさと)。郡家 (こおりのみやけ) の西北五里一百二十歩なり。須作能乎命 (すさのおのみこと) の御子、衝杵等乎而留比古命 (つきほことおしるひこのみこと)、国 (くに) 巡行 (めぐり) し坐 (ま) しし時、此処 (ここ) に至り坐して詔 (の) りたまひしく、「吾が御心照明 (あか) く正真 (ただ) しく成りましぬ。吾は此処に静まり坐さむ」と詔りたまひて静まり坐しき。故 (かれ)、多太と云ふ。

59. 秋鹿郡 大野郷条

大野郷 (おおのさと)。郡家 (こおりのみやけ) の正西 (まにし) 一十里二十歩なり。和加布都努志能命 (わかふつぬしのみこと)、御狩し坐 (ま) しし時この郷の西の山に待人 (まちひと) を立て給ひて猪犀 (い) を追ひて、北の方に上りたまふに、阿内 (くまうち) の谷に至りて、その猪 (い) の跡亡失 (う) せき。その時詔 (の) りたまひしく、「自然 (おのずから) なるかも、猪の跡亡失せぬ」と詔りたまひき。故 (かれ)、内野 (うちの) と云ふ。然るに今の人、なほ誤りて大野と号 (なづ) くるのみ。

60. 秋鹿郡 伊農郷条

伊農郷 (いののさと)。郡家 (こおりのみやけ) の正西 (まにし) 一十四里二百歩なり。出雲郡 (いずものこおり) の

伊農郷に坐(ま)しし、赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命(あかふすまいのおおすみひこさわけのみこと)の後(きさき)、天懸津日女命(あめみかつひめのみこと)、国巡行(くにめぐり)し坐しし時、此処(ここ)に至り坐して詔(の)りたまひしく、「伊農はや」と詔りたまひき。故(かれ)、伊努と云ふ。神龜三年に、字を伊農と改む。

61. 秋鹿郡 神戸里条

神戸里(かんべのさと)。出雲なり。名を説くこと意宇郡(おのこのおり)の如し。

62. 秋鹿郡 神社

佐太御子(さだのみこ)社 比多(ひた)社
御井(みい)社 垂水(たるみ)社 恵杼毛(えとも)社
許曾志(こそし)社 大野津(おおののつ)社
宇多貴(うたき)社 大井(おおい)社 宇智(うち)社
以上十一所並在神祇官。

恵曇海辺(えともうみへ)社
同海辺(おなじきうみへ)社 奴多之(ぬたし)社
那牟(なむ)社 多太(ただ)社
同多太(おなじきただ)社 出島(いでしま)社
阿之牟(あしむ)社 田仲(たなか)社
彌多仁(みたに)社 細見(ほそみ)社 下(しも)社
伊努(いの)社 毛之(もし)社 草野(くさの)社
秋鹿(あいか)社

以上一十六所並不在神祇官。

63. 秋鹿郡 山野

神名火山(かななびやま)。郡家(このりのみやけ)の東北九里四十歩なり。高さ二百三十丈、周り一十四里あり。謂はゆる佐太大神(さだのおおかみ)の社は、即ち彼の山の下なり。

足日山(たるひやま)。郡家の正北(まきた)七里なり。高さ一百七十丈、周り一十里二百歩あり。

女心高野(めぐころたかぬ)。郡家の正西(まにし)一十里二十歩なり。高さ一百八十丈、周り六里あり。土体(つち)豊に沃(こ)ゑて、百姓(おおみたから)の膏腴(こうう)るお)ひの園なり。樹林(はやし)なし。但、上頭(いただき)に樹林あり。これ則ち神の社なり。

都勢野(つせぬ)。郡家の正西一十里二十歩なり。高さ一百一十丈、周り五里あり。樹林なし。嶺の中に沢あり。周り五十歩あり。四(よも)の涯(きし)に、藤(ふじ)・荻(おぎ)・芦(あし)・茅(ち)等の物、叢(むらがり)り生(な)り、あるは叢り峙(た)ち、あるは水に伏せり。鴛鴦(おし)住めり。

今山(いまやま)。郡家の正西一十里二十歩、周り七里あり。凡そ、諸の山野にある所の草木は、白朮(おけら)・独活(つちたら)・女青(かわねぐさ)・苦参(くちら)・貝母(ははくり)・牡丹(ふかみぐさ)・連翹(いたちぐさ)・茯苓(まつほど)・藍漆(やまあさ)・女萎(えみくさ)・細辛(み

らのねぐさ)・蜀椒(なるはじかみ)・署預(やまついも)・白歛(やまかがみ)・芍薬(えびすくすり)・百部根(ほとづら)・薇蕨(わらび)・薺頭蒿(うわぎ)・藤・李(すもも)・赤桐(あかぎり)・白桐(あおぎり)・椎(しい)・椿(つばき)・楠(くすのき)・松(まつ)・栢(かえ)・槻(つき)。
禽獣には則ち、鷗(わし)・晨風(はやぶさ)・山鶏(やまどり)・鳩(はと)・雉(きざし)・猪(い)・鹿(しか)・兎(うさぎ)・飛猫(むささび)・狐(きつね)・獼猴(さる)あり。

64. 秋鹿郡 河川

佐太河(さだかわ)。源は二つあり。東の水源(みなもと)は、島根郡(しまねのこおり)のいはゆる多久川(たかくわ)これなり。西の水源は秋鹿郡(あいかのこおり)の渡村(わたりのむら)より出づ。二つの水合ひて、南に流れて佐太水海(さだのみずうみ)に入る。即ち水海の周り七里あり。鮒(ふな)あり。水海は入海(いりうみ)に通ひ、潮(みなと)の長さ一百五十歩、広さ一十歩あり。

山田川(やまだがわ)。源は郡家(こおりのみやけ)の東北九里四十歩なる神名火山より出で、南に流れて入海に入る。

秋鹿川。源は郡家の西北七里なる湯火山(ゆひやま)より出で、南に流れて入海に入る。

多太川(ただかわ)。源は郡家の正西(まにし)一十里な

る女心高野(めぐころたかぬ)より出で、南に流れて入海に入る。

大野川(おおのがわ)。源は郡家の正西一十三里なる磐門山(いわとやま)より出で、南に流れて入海に入る。

草野川(くさのがわ)。源は郡家の正西一十四里なる大継山(おおつぎやま)より出で、南に流れて入海に入る。

伊農川(いのかわ)。源は郡家の正西一十六里なる伊農山(いのやま)より出で、南に流れて入海に入る。以上七つの川は、並びに魚なし。

65. 秋鹿郡 陂池

惠曇陂(えとものつつみ)。本の字は惠伴なるを惠曇の字に改めて奏す。周り六里あり。鴛鴦(おし)・鳧(たかべ)・鴨(かも)・鮒(ふな)あり。四辺(めぐり)に葦(あし)・蔣(こも)・菅(すげ)生へり。養老元年より以往(さき)には、荷(はちす)自然に叢生ふること太(はなはだ)多(さわ)なりしも、二年より以降(このかた)、自然に失せき。すべて莖なし。俗人(くにひと)の云へらく、その底に陶器(すえ)・甃(みか)・甃(もたい)等の類多(さわ)にあり。古(いにしえ)より時々(とき)に人溺れ死ぬ。深き浅きを知らず。

深田池(ふかだのいけ)。周り二百三十歩あり。鴛鴦・鳧・鴨あり。

杜原池(もりはらのいけ)。周り一里二百歩あり。

峰峙池(はちみねのいけ)。周り一里あり。

佐久羅池(さくららのいけ)。周り一里一百歩あり。鴛鴦あり。

66. 秋鹿郡 入海の景観

南は入海(いりうみ)にして、春には則ち鱒魚(なよ)・須受枳(すずき)・鎮仁(ちに)・鯧鰕(えび)等の大き小さき雑(くさぐさ)の魚あり。秋には則ち白鵠(くぐい)・鴻鴈(かり)・鳧(たかべ)・鴨(かも)等の鳥あり。

67. 秋鹿郡 北海の景観

北は大海(おおうみ)なり。

惠曇浜(えとものはま)。広さ二里一百八十歩あり。東、南は並びに家あり。西は野、北は大海なり。即ち浦より在家(いえいえ)に至るまでの間、四方(よも)並びに石木なく、白沙(しろいさご)の積れるがごとし。大風の吹く時は、その沙、あるは風の随(まにま)に雪のごとく零(ふ)り、あるは居ながら流れ、蟻のごとく散りて、桑麻を掩覆(おほ)ふ。即ち彫り鑿(うが)てる磐壁(いわかべ)二所あり。一所は厚さ三丈、広さ一丈、高さ八尺あり。一所は厚さ二丈二尺、広さ一丈、高さ八尺あり。その中を通れる川、北に流れて大海に入る。川の東は島根郡(しまねのこおり)なり。西は秋鹿郡(あいかのこおり)の内なり。川の口より南の方、田の辺に至るまでの間、長さ一百八十歩、広さ一丈五尺あり。源は田の水なり。上の文に謂はゆる佐太川(さだがわ)の西の源は、この同じき処なり。凡そ、渡村(わたりのむら)の田の水は、南と北とに別るるなり。古

老の伝に云へらく、島根郡の大領(だいらょう)、社部臣訓麻呂(こそべのおみくにまる)が祖(おや)、波蘇(はそ)等(ら)、稲田の澇(こみ)に依りて彫(え)り掘りたる所なり。浦の西の磯(いそ)より起りて、楯縫郡(たてぬいのこおり)の堺なる白毛埼(しものさき)に尽いたる間の浜は壁(きし)峙(た)ちて崔嵬(さが)しく、風静かなりと雖も、往来の船、停泊(は)つる頭(ほとり)なし。白島(しろしま)。紫苔菜(むらさきのり)生へり。御島(みしま)。高さ六丈、周り八十歩なり。松三株あり。都於島(つおじま)。磯なり。

著穂島(つきほじま)。海藻(め)生へり。

凡そ、北の海にある所の雑の物は、鮓(ふぐ)・沙魚(さめ)・佐波(さば)・烏賊(いか)・鮑魚(あわび)・螺(さざえ)・貽貝(いがい)・蚌(うむぎ)・甲贏(かせ)・螺子(にし)・石華(せ)・蠣子(かき)・海藻・海松(みる)・紫菜(むらさきのり)・凝海菜(こるもは)なり。

68. 秋鹿郡 通道

通道(かよいじ)。

島根郡(しまねのこおり)の堺なる佐太橋(さだのはし)に通ふは、八里二百歩なり。楯縫郡(たてぬいのこおり)の堺なる伊農橋(いのはし)に通ふは、一十五里一百歩なり。

69. 秋鹿郡の郡司

郡司（ぐんじ）主帳（しゅちよう）外従八位下勲十二等日下部臣（くさかべのおみ）

大領（だいらりよう）外正八位下勲十二等刑部臣（おさかべのおみ）

権任少領（ごんにんしょうりよう）従八位下叟部臣（たじひべのおみ）

卷末

70. 道度

国の東の堺より、西に去ること二十里二百八十歩にして、野城橋（のぎのはし）に至る。長さ三十丈七尺、広さ二丈六尺あり。飯梨河（いいなしがわ）なり。また、西へ二十一里にして国庁、意宇郡家（おうのこおりのみやけ）の北なる十字街（ちまた）に至り、即ち分れて二つの道となる。一つは正西道（まにしみち）、一つは、北に枉（まが）れる道なり。北に枉れる道は、北に去ること四里二百六十六歩にして、郡の北の堺なる朝酌渡（あさくみのわたり）に至る。渡り八十歩。渡船一つあり。また、北へ一十里一百四十歩にして、島根（しまね）郡家に至る。郡家より北に去ること一十七里一百八十歩にして、隠岐渡（おきのわたり）、千酌駅家（ちくみのうまや）の浜に至る。渡船あり。また、郡家より西へ一十五里八十歩にして、郡の西の堺なる佐太橋（さだのはし）に至る。長さ三丈、広

さ一丈あり。佐太川（さだがわ）なり。また、西へ八里三百歩にして、秋鹿（あいか）郡家に至る。また、郡家より西へ一十五里一百歩にして、郡の西の堺に至る。また、西へ八里二百六十四歩にして、楯縫（たてぬい）郡家に至る。また、郡家より西に七里一百六十歩にして、郡の西の堺に至る。また、西へ一十里二百二十歩にして、出雲（いずも）郡家の東の辺、即ち正西道に入るなり。惣（す）べて北に枉れる道の程、九十九里二百一十歩の中、隠岐道（おきへのみち）は一十七里一百八十歩なり。正西道は、十字街より西へ一十二里にして、野代橋（のしろのはし）に至る。長さ六丈、広さ一丈五尺あり。また、西へ七里にして、玉作街（たまつくりのちまた）に至り、即ち分かれて二つの道となる。一つは正西道、一つは南に枉れる道なり。南に枉れる道は、一十四里二百一十歩にして、郡の南西の堺に至る。また、南へ二十三里八十五歩にして、大原（おおはら）郡家に至り、即ち分かれて二つの道となる。一つは南西道（みなみにしみち）、一つは東南道（ひがしみなみみち）なり。南西道は、五十七歩にして、斐伊河（ひいかわ）に至る。渡り二十五歩、渡船一つあり。また、南西へ二十九里一百八十歩にして、飯石（いし）郡家に至る。また、郡家より南へ八十里にして、国の南西の堺に至る。備後国の三次（みやし）郡に通へり。惣べて国を去る程、一百六十六里二百五十七歩なり。東南道は、郡家より去ること二十三里一百八十二歩にして、郡の東南の堺に至る。また、東南へ一十六里二百四十六歩にして、仁多郡（にた

ぐん)比々理村(ひひりむら)に至り、分かれて二つの道となる。一つの道は、東へ八里一百二十一歩にして、仁多(にた)郡家に至る。一つの道は、南へ三十八里一百二十一歩なり。正西道は、玉作街より西へ九里にして、来待橋(きまちのはし)に至る。長さ八丈、広さ一丈三尺あり。また、西へ二十三里三十四歩にして、郡の西の堺なる出雲河(いずもがわ)に至る。渡り五十歩、渡船一つあり。また、郡家より西へ二里六十歩にして、郡の西の堺なる出雲河に至る。渡り五十歩、渡船一つあり。また、西へ七里二十五歩にして、神門(かんど)郡家に至る。即ち河有り。渡り二十五歩、渡船一つあり。郡家より西へ三十三里にして、国の西の堺に至る。石見国の安農郡に通へり。惣べて国を去る程、一百六里二百あまり四十四歩なり。

71. 駅路

東の堺より西に去くこと二十里一百八十歩にして、野城駅(のぎのうまや)に至る。また、西へ二十一里にして、黒田駅(くろだのうまや)に至り、即ち分かれて二つの道となる。一は正西道(まにしみち)、一つは隠岐国に渡る道なり。隠岐道(おきへのみち)は、北に去ること三十四里一百四十歩にして、隠岐渡(おきのわたり)、千酌駅(ちくみのうまや)に至る。また、正西道は三十八里にして、宍道駅(ししじのうまや)に至る。また、西へ二十六里二百二十九歩にして、狭結駅(さゆうのうまや)に至る。また、西へ一十九里にして、多伎駅(たぎのうまや)に至る。

る。また、西へ一十四里にして、国の西の堺に至る。

72. 軍団

意宇軍団(おうのぐんだん)。即ち郡家に属つけり。

73. 烽

布自枳美烽(ふじきみのとぶひ)。島根郡家正南七里一十歩。暑垣烽(あつがきのとぶひ)。意宇郡家正東廿里八十歩。

74. 戍

瀬埼戍(せざきのみもり)。島根郡家東北一十九里一百八十歩。

75. 編纂責任者

天平五年二月卅日勘造。秋鹿郡人、神宅臣金太理(みやけのおみかなたり) 国造帯意宇郡大領外正六位上勳十二等出雲臣広島

ヒストリー作成体制

- 事務局：松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課、文化財課
- 本文編集執筆：文化スポーツ部、丹羽野裕が松江市文化財保存活用地域計画協議会および事務局内で協議をして執筆した。

松江のヒストリー集 5

『出雲国風土記』と松江のヒストリー【読下し編】
(松江市部分 巻首・意宇部・島根郡・秋鹿部・巻末の一部)

令和8年(2026)3月30日

松江市文化スポーツ部 松江城・史料調査課

